



固定資産税について  
学んでみよう!

広報キャラクター 京乃つかさ  
©CITY OF KYOTO 2021

# 固定資産税を巡る最近のトピックス

## 固定資産税とは？

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）に土地・家屋・償却資産を所有されている方にその現況・資産価値に応じて納めていただく税金です。

今回は、固定資産税を巡る最近のトピックスと併せてご紹介します。

## 償却資産の申告

飲食店や商店、アパート、その他事業を経営している個人事業主・法人の皆さんへ

① 儻却資産の申告は1月末まで！

- ✓ 儻却資産とは、個人事業主や法人の皆さまがお店や事業でお使いになっている資産のことです。
- ✓ 土地・家屋のような登記制度がないため、市内にある事業用資産の所有状況を市に申告する必要があります。
 

※申告がお済みでない場合、期限に関わらず、  
申告をお願いします。
- ✓ 申告案内は、毎年12月頃に市のホームページ等でお知らせするとともに、情報がより行き渡るよう業界団体にも協力をいただきながら広報活動に取り組んでいます。

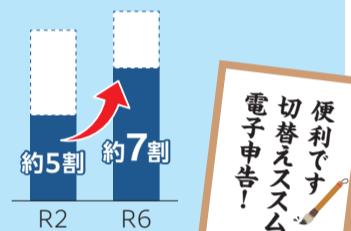
② 電子申告や郵送での提出が可能です

- ✓ 申告書は、市のホームページからダウンロードしていただけ、担当までご請求ください。

毎年市への  
申告が必要です！  
確定申告と混同しやすい  
ので、忘れないか  
ご確認ください。

### 電子申告(eLTAX)の耳より情報

- 令和6年度の電子申告利用率は全体の7割
- PCから申告データを送信するため印刷代・送料が不要です！



詳細は▶  
申告書類、手引もこちら

問合せ 資産税課（償却資産担当）☎ 213-5214 FAX 213-5301

## 相続登記をしましょう！

まだの方は現所有者の申告を



土地と家屋の固定資産税の納稅義務者は、通常、不動産登記記録上の所有者とされています。

- 令和6年4月以降、不動産登記記録上の土地・家屋の所有者が亡くなられた際の相続登記の申請が義務化されました。

相続登記の問合せ 京都地方法務局 ☎ 231-0131 FAX 254-2103

- 相続登記がまだの場合は、土地又は家屋を現に所有されている方から現所有者申告書を提出していただく必要があります。

現所有者申告の問合せ 市税事務所固定資産税担当 ☎ 746-6431 FAX 213-1227

詳細は▶

## 空き家問題の解消に向けて

空き家を放置すると、建物の劣化が進み、防災性・防犯性の低下や近隣への悪影響が生じる場合があります。



### 住宅用地特例の解除

管理が不全な空き家と認定されると、住宅用地特例の適用対象外となり、固定資産税等の額が大幅に上昇することがあります。

問合せ 市税事務所  
固定資産税担当  
☎ 746-6437 FAX 213-1228

### 空き家でお困りの方へ

市では、無料の相談会をはじめ、空き家でお困りの所有者に向けた各種支援制度があります。この機会に空き家の利活用をご検討ください。

問合せ 住宅政策課  
☎ 231-2323 FAX 222-3526

### 新たな税の導入

空き家等の非居住住宅の流通・利活用を促進し、持続可能なまちづくりを進めるため、「非居住住宅利活用促進税」の導入を予定しています。（令和8年以降に開始）

問合せ 税制課  
☎ 213-5200 FAX 213-5220